

**令和 8 年度米国現地販路開拓支援事業
プロポーザル募集要領**

令和 8 年 4 月 22 日 制定
新潟県産業労働部産業政策課

1 業務の概要

(1) 業務名

米国現地販路開拓支援事業

(2) 目的

県内企業の米国市場への輸出を促進するため、米国国内の BtoB 向けオンラインプラットフォームを活用し、米国全土を対象とした継続的な販路開拓を支援する。

(3) 業務内容

別紙「業務委託仕様書」のとおり。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 見積限度額

3,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

(1) 法人又は団体であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

(4) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第 2 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

(6) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。

4 日程

募集公示

4 月 22 日（水）

質問受付期限	4月28日（火）12:00
参加申込書提出期限	5月13日（水）12:00
企画提案書の提出期限	5月20日（水）
審査委員会開催	5月22日（金）
契約業者の決定、選考結果の通知	5月下旬

5 募集要領の内容についての質問の受付及び応答

応募に関する質問を以下のとおり受け付ける。ただし、事業計画書の具体的な記載内容及び評価基準についての質問は、公平性の確保及び公正な選考の観点から回答しない。

(1) 受付方法

ア 別紙様式1「企画提案質問書」に記載し、電子メールで提出すること。

イ 電子メールアドレスは下記のとおりとする。

ngt050010@pref.niigata.lg.jp

（新潟県産業労働部産業政策課国際経済グループ 担当：保坂）

※件名を「令和8年度米国現地販路開拓支援業務」とすること。

(2) 受付期限

令和8年4月28日（火）12:00

(3) 質問の回答

期日：令和8年5月8日（金）予定

方法：県ホームページで公開する。

6 参加申込みについて

(1) 申込方法

ア 別紙様式2「参加申込書」に記載し、電子メールで提出すること。

イ 電子メールアドレスは下記のとおりとする。

ngt050010@pref.niigata.lg.jp

（新潟県産業労働部産業政策課国際経済グループ 担当：保坂）

※件名を「令和8年度米国現地販路開拓支援業務」とすること。

(2) 申込期限

令和8年5月13日（水）12:00

7 提案書の提出

(1) 提出書類および部数

ア 企画提案書 5部

規格：A4判、枚数上限：20枚

表紙に事業者の名称を記載すること。

イ 会社概要（別紙様式3） 5部

ウ 類似業務実績一覧表（別紙様式4） 5部

エ 見積書 5部

宛名を「新潟県知事 花角英世」とすること。

また、①発行責任者氏名・肩書・連絡先、②担当者氏名・肩書・連絡先を記載すること（①と②は同一人でも結構）。

オ 県税納税証明書

1部

直近の事業年度分の県税納税所を提出すること。納入義務のないものにあつては、提出不要。

(2) 提出方法

ア 郵送または持参

イ 提出先：新潟県産業労働部産業政策課国際経済グループ 保坂

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

(3) 提出期限

令和8年5月20日（水）

(4) 辞退について

企画提案書提出後に辞退をする場合は、速やかに企画提案参加辞退届（別紙様式5）を提出すること。

8 審査要領

(1) 審査方法

ア 審査は書面審査方式とし、審査委員会が提出された提案書について評価基準に基づき審査する。

イ 審査委員ごとに評価点を計算し、最高点を付けた委員が2名以上の提案者を業務委託候補者（以下「候補者」という。）として選定する。

ウ 前項において候補者が選定できない場合は、各委員の評価点を合計した点数が最も高い者を上位の候補者とする。

エ 前項の方法を用いてなお候補者が複数いる場合は、提出した見積書の金額が最も少額である者を上位の候補者とする。

(2) 評価基準

審査項目	審査の視点	配点
理解度	業務目的、業務内容について十分に理解した上での提案となっているか。	5
提案内容	業務の実施方法や効果について具体的に示され、また妥当であること。	20
実施体制	業務の実施体制及び業務の実施工程が、具体的に示され、また妥当であること。	10
業務実績	海外における活動実績が具体的かつ分かりやすく示され、かつ十分な実績があること。	10
見積額	提案内容と見積額を比較考量し、高い費用対効果が期待できるか。	5
合 計 点		50